

平成 28 年 12 月 5 日提出

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 2 8 0 号	楡木 3 丁目	北区楡木 3 丁目 1 3 5 0 番 4	地先	
	第 9 号線	北区楡木 3 丁目 1 3 5 0 番 9	地先	
議第 2 8 1 号	楡木 3 丁目	北区楡木 3 丁目 1 3 5 0 番 9	地先	
	第 1 0 号線	北区楡木 3 丁目 1 3 5 0 番 1 6	地先	
議第 2 8 2 号	楡木 3 丁目	北区楡木 3 丁目 1 3 5 0 番 1 4	地先	
	第 1 1 号線	北区楡木 3 丁目 1 3 5 0 番 1 9	地先	
議第 2 8 3 号	楡木 6 丁目	北区楡木 6 丁目 2 1 5 3 番	地先	
	第 1 号線	北区楡木 6 丁目 2 1 5 5 番 4 2	地先	
議第 2 8 4 号	小山 4 丁目	東区小山 4 丁目 1 3 1 0 番 1 2	地先	
	第 9 号線	東区小山 4 丁目 1 3 1 0 番 7	地先	
議第 2 8 5 号	戸島 5 丁目	東区戸島 5 丁目 2 7 番 2	地先	
	第 5 号線	東区戸島 5 丁目 2 7 番 9	地先	
議第 2 8 6 号	長嶺南 7 丁目	東区長嶺南 7 丁目 1 5 2 0 番 9	地先	
	第 1 1 号線	東区長嶺南 7 丁目 1 5 2 0 番 4	地先	
議第 2 8 7 号	護藤町	南区護藤町 1 5 7 6 番 2 3	地先	
	第 1 2 号線	南区護藤町 1 5 7 6 番 1 9	地先	
議第 2 8 8 号	護藤町	南区護藤町 1 5 7 6 番 2 2	地先	
	第 1 3 号線	南区護藤町 1 5 7 6 番 2 1	地先	
議第 2 8 9 号	下宮地	南区城南町下宮地 1 3 番 4 7	地先	
	第 1 号線	南区城南町下宮地 1 3 番 3 0	地先	

議案番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
議第 2 9 0 号	一木	北区植木町一木 3 2 5 番 1 0	地先
	第 1 5 号線	北区植木町一木 3 2 5 番 1 2	
議第 2 9 1 号	黒髪 6 丁目	中央区黒髪 6 丁目 7 9 3 番 1	地先
	第 3 2 号線	中央区黒髪 6 丁目 8 0 5 番 5	
議第 2 9 2 号	渡鹿 8 丁目	東区渡鹿 8 丁目 6 7 番 1	地先
	第 2 号線	東区渡鹿 8 丁目 7 1 番	
議第 2 9 3 号	稗田町	西区稗田町 2 9 4 番 2	地先
	第 1 4 号線	西区稗田町 3 0 8 番 2	
議第 2 9 4 号	桜木 5 丁目	東区桜木 5 丁目 2 9 1 番 5	地先
	第 1 0 号線	東区桜木 5 丁目 2 9 1 番 2	
議第 2 9 5 号	田尻	南区富合町田尻 6 2 8 番 6	地先
	第 1 4 号線	南区富合町田尻 6 5 5 番 1	
議第 2 9 6 号	岩野	北区植木町岩野 9 0 8 番 5 6	地先
	第 2 4 号線	北区植木町岩野 9 2 7 番 4	
議第 2 9 7 号	岩野	北区植木町岩野 9 0 8 番 1 8	地先
	第 2 5 号線	北区植木町岩野 9 0 8 番 5	
議第 2 9 8 号	岩野	北区植木町岩野 9 0 8 番 2 6	地先
	第 2 6 号線	北区植木町岩野 9 0 8 番 3 3	
議第 2 9 9 号	岩野	北区植木町岩野 9 0 8 番 1 1	地先
	第 2 7 号線	北区植木町岩野 9 0 8 番 1 9	
議第 3 0 0 号	岩野	北区植木町岩野 3 1 7 番 3 9	地先
	第 2 8 号線	北区植木町岩野 3 1 7 番 1 0	
議第 3 0 1 号	岩野	北区植木町岩野 3 1 7 番 3 9	地先
	第 2 9 号線	北区植木町岩野 3 1 7 番 2 9	
議第 3 0 2 号	岩野	北区植木町岩野 3 1 7 番 6	地先
	第 3 0 号線	北区植木町岩野 3 1 6 番 4	
議第 3 0 3 号	花園 7 丁目	西区花園 7 丁目 3 番 1	地先
	第 1 2 4 号線	西区花園 7 丁目 2 2 3 0 番 1	

議案番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 3 0 4 号	吉原町中江町 第 1 号線	東区吉原町 1 4 番	地先	
		東区中江町 1 番 1	地先	
議第 3 0 5 号	下硯川町 第 3 7 号線	北区下硯川町 5 2 4 番 7	地先	
		北区下硯川町 5 3 4 番 1	地先	
議第 3 0 6 号	下硯川町 第 3 8 号線	北区下硯川町 5 1 9 番	地先	
		北区下硯川町 4 9 5 番 2	地先	
議第 3 0 7 号	下硯川町 第 3 9 号線	北区下硯川町 5 4 3 番 4	地先	
		北区下硯川町 5 5 2 番 1	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 9 条の規定に基づく管理帰属
- (2) 地元要望
- (3) 道路整備